

重要事項説明書（介護予防）

指定介護予防訪問看護事業者：ひうち園老人訪問看護ステーション

1.事業者の概要

法人名	医療法人 滴水会
介護予防事業所名	ひうち園老人訪問看護ステーション
所在地	愛媛県今治市黄金町2丁目2番地5号
事業者番号	3860290067
管理者・連絡先	水本 笑 TEL：0898-25-8525
サービス提供地域	今治市内および島嶼部（大島、伯方島、大三島）

2.事業所職員体制

職種	従事する業務等	人員
管理者	訪問看護の提供と管理業務	1名（常勤・兼務）
看護師	訪問看護の提供	常勤5名
理学療法士・作業療法士	訪問看護（リハビリ）の提供	1名
事務	事務処理	1名（常勤兼務）

*職員の人員は状況に応じ変更があります。

3.営業時間

営業日・営業時間	月～土曜日 8時30分～17時30分
休日	日曜日 年末年始 12月31日～1月3日

*緊急時はこの限りではありません。電話で24時間、常時連絡ができる体制をとっています。必要時は訪問いたします。

4.運営方針

- 1) 介護予防の訪問看護実施に当たっては、利用者の心身の特徴を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに利用者の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- 2) 事業の実施に当たっては、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

5.介護予防サービス内容

1)「介護予防訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが療養上の世話又は診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ① 病状・全身状態の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持や褥瘡予防
- ③ 食事及び排泄等日常生活の世話や指導
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 在宅リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症の看護や指導
- ⑧ 主治医や各機関・事業者との連携
- ⑨ 社会資源等の利用方法や情報提供
- ⑩ その他医師の指示による医療的処置や指導

2) 事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

6.看護職員の禁止行為

1) 看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① ご利用者様又はご家族様の金銭、預金通帳、証書、書類などの預かり
- ② ご利用者様またはご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ ご利用者様の同居家族に対するサービスの提供
- ④ ご利用者様の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為（ご利用者様または第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他ご利用者様またはご家族様等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

7.利用者負担金

1) 利用者様から頂く利用者負担金は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。料金表をご確認ください。

負担割合証に記載された負担割合が月利用金額の実費負担となります。

2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行後、現金で徴収させていただきます。

◎介護予防緊急時訪問看護加算を契約させていただいています。

契約されない利用者様に関しては、計画外の訪問、電話等の相談もお受けできかねますのでご了承ください。又、計画外の訪問を行った場合は全額実費負担となります。

◎サービス内容の加算が生じた場合は説明のうえ算定させていただきます。重要事項説明書の署名をもって同意されたとみなします。

◎利用者が利用料滞納により、事業者が介護保険サービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者はその実費を事業者に対して、いったん支払うものとします。

◎島嶼部において、通常訪問では交通費は徴収いたしません。臨時に訪問した際は交通費及び橋の通行料金の往復を実費徴収させていただきます。

※駐車場がなく有料駐車場を利用した場合は、実費を負担していただきます。

8.その他の費用

※医療材料費等は利用者の購入負担となります。

※看護師がケア時に使用する処置に係る物品は準備をお願いいたします。

※在宅でお亡くなりになられた際の処置料は 5,000 円とし、処置に伴う材料費は実費とします。

9.訪問看護の有償サービスについて

別途契約が必要ですが、対応可能かどうか事業所にご相談ください。

10.相談窓口・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所相談窓口	住所	今治市黄金町 2 丁目 2-5
	電話番号	0898-25-8525
	FAX	0898-25-8526
	相談者（責任者）	水本 笑
	対応時間	重要事項の営業時間
吉野病院	住所	今治市末広町 1 丁目 5-5
	電話番号	0898-32-0323
	対応時間	8：30～18：00
		土・日・祝、年末年始を除く

* 事業所以外に、市役所等の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

今治市健康福祉部 介護保険課	住所	今治市別宮町 1 丁目 4 番地 1
	電話番号	0898-36-1526
	FAX	0898-34-5077
	対応時間	8：30～17：15 土日祝、年末年始を除く

愛媛県国民健康保険 団体連合会	住所	松山市高岡町 101-1
	電話番号	089-968-8700
	FAX	089-968-8717
	対応時間	8：30～17：15 土日祝、年末年始を除く
愛媛県保健福祉部 長寿介護課	住所	松山市一番町 4 丁目 4-2
	電話番号	089-912-2430
	FAX	089-935-8075
	対応時間	8：30～17：15 土日祝、年末年始を除く

11.緊急時および事故発生時の対応方法

- 1) 緊急時および事故発生時に当たっては、緊急対応の上利用者の主治医へ連絡し、医師の指示に従います。また登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- 2) 当事者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業者にその責任と原因が認められる損害賠償については、速やかに対応いたします。

12.秘密の保持

- 1) 当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は固く秘密保持致します。
- 2) 従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないように注意いたします。

13.虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- 1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ることとします。
- 2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- 3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施します。
- 4) 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者をおくこととします。

14.身体的拘束等の適正化

利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行ないません。

身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録します。

15.ハラスメント対策

- 1) 職場におけるハラスメントの内容、職場におけるハラスメントを行なってはならない旨の方針を明確化し、啓発を行います。
- 2) 相談に応じ、適切な対応をするために必要な体制を整備します。

16.業務継続計画

感染症や災害が発生した場合であっても、可能な限り必要な介護予防サービスを継続的に提供できる体制を構築します。

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。
- 2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていきます。
- 3) 発災時には業務継続計画に沿った初期行動により必要な介護予防サービスの提供が行えるよう努めますが、発災直後は定期訪問が困難になる可能性があります。

17.ご利用にあたってのお願い

- 1) 保険証や医療受給者証などを確認させていただきます。これらの書類について変更が生じた場合は必ずお知らせください。
- 2) 何らかの事情で訪問の予定変更を希望される場合は、前日までにご連絡をお願いいたします。
- 3) 訪問期間は設定されておりますが、利用者様の状態悪化・交通事情等により多少訪問時間がずれることがありますのでご了承ください。

18.提供するサービスの第三者評価の実施状況

未実施

19.実習生について

当事業所は、教育機関として看護師、看護学生、その他医療職などの専門職の実習を受け入れております。実習生が同行訪問させていただく場合があります。実習生には、所属施設・学校・当事業所が共同で指導し、学習の目的以外には個人情報を使用せず、守秘義務を厳守いたします。専門職の育成にご理解いただき、ご協力をお願いいたします。ご承認いただけない場合には、遠慮なくお申し出ください。

20.その他

サービス提供の際、事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- 1) 看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- 2) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- 3) 看護師等は調理や買い物代行などの家事サービスは提供できません。